

平成 19 年 2 月 26 日制定  
 平成 26 年 4 月 1 日改正  
 平成 28 年 6 月 1 日改正  
 平成 29 年 4 月 1 日改正  
 令和 元年 10 月 1 日改正  
 令和 7 年 1 月 1 日改正

**建築基準法に基づく性能評価に係る手数料一覧**

一般社団法人日本膜構造協会

性能評価の内容	性能評価手数料
法第 20 条第 1 項第一号の認定に係る評価(第二号ロ、第三号ロ、第四号ロに限る)(超高層を除く時刻歴応答解析) 床面積の合計が500㎡以内のもの 500㎡を超え、3,000㎡以内のもの 3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの 50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの 100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの 200,000㎡を超えるもの	1 0 2 万円 1 1 5 万円 1 6 0 万円 1 6 9 万円 2 2 6 万円 2 5 9 万円 3 2 4 万円
法第 37 条第二号の認定に係る評価(建築材料の品質) ① 実地確認なし	6 6 万円
② 実地確認あり ② - 1 製品の品質検査の実地確認(目視)あり ② - 2 製造、検査、品質管理の実地確認(目視)あり ③ ② - 1、② - 2 両方の実地確認あり	1 1 3 万円 1 1 3 万円 1 5 0 万円
以下の場合には別な手数料が設定されています。詳細は事務局にご相談ください。 1) 実地確認を行う工場が複数の場合 2) 実地確認を行う工場が外国である場合 3) 製品の品質検査及び製造、検査、品質管理の確認を目視以外の適切な方法で行う場合	
令 108 条の 4 第 1 項第二号の認定に係る評価(特定主要構造部の耐火性能) 床面積の合計が500㎡以内のもの 500㎡を超え、3,000㎡以内のもの 3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの 50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの 100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの 200,000㎡を超えるもの	1 1 5 万円 1 2 9 万円 1 4 7 万円 1 6 4 万円 2 0 4 万円 2 2 0 万円 2 5 0 万円

令 1 0 8 条の 4 第 4 項の認定に係る評価（防火区画の開口部設備の性能） 床面積の合計が500㎡以内のもの 500㎡を超え、3,000㎡以内のもの 3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの 50,000㎡を超えるもの	3 4 万円 5 4 万円 7 3 万円 9 4 万円 1 1 4 万円
令第 1 2 9 条第 1 項の認定に係る評価（階避難安全性能） 床面積の合計が500㎡以内のもの 500㎡を超え、3,000㎡以内のもの 3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの 50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの 100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの 200,000㎡を超えるもの	8 7 万円 1 0 2 万円 1 4 4 万円 1 5 7 万円 1 9 3 万円 2 2 0 万円 2 5 0 万円
令第 1 2 9 条の 2 第 1 項の認定に係る評価（全館避難安全性能） 床面積の合計が500㎡以内のもの 500㎡を超え、3,000㎡以内のもの 3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの 50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの 100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの 200,000㎡を超えるもの	8 7 万円 1 0 2 万円 1 4 4 万円 1 5 7 万円 1 9 3 万円 2 2 0 万円 2 5 0 万円

（建築基準法施行規則第 1 1 条の 2 の 3 第 3 項第四号の規定による）

※ すでに構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合に係る性能評価を受ける場合は、上表の区分に応じ10分の1の額とする。（建築基準法施行規則第 1 1 条の 2 の 3 第 5 項第三号の規定による。）